

架け橋

広域連合議会

東日本大震災被災地現地確認・支援活動！

7月20, 21日
岩手県内
4市2町

地域防災の教訓に！ — 地区で異なる復興の度合い —

天草広域連合議会では、現地の被災、復興状況を確認し天草圏域の今後の地域防災に生かすため、7月20、21日に岩手県陸前高田市、大船渡市、釜石市、大槌町、山田町及び宮古市の現地確認とボランティア活動を実施しました。

連日報道されているものの、想像をはるかに超えた被災状況に大津波の怖さを改めて実感し、この大震災の教訓を50年、100年先まで継承していくことが重要だと感じられました。

また、復興の度合いは地区によって異なり地域再生には相当の年月が見込まれるため、今後も被災地に思いを寄せ、一人一人に何ができるか関心を持ち続けることが大切です。



押し倒された高さ9mの防潮堤(釜石市小白浜漁港)



復旧作業が続く商店街(釜石市)



現地に立ち、迅速な避難の重要性を改めて痛感(宮古市)



宮古市ではボランティア清掃活動を行いました。(宮古市田老駅)

《主な内容》

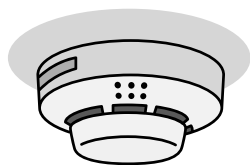
- ◎住宅用火災警報器の設置率 2
- ◎ごみ処理施設の排ガス・水質分析検査結果 3
- ◎議会報告・職員数や給与の公表 4～5
- ◎お知らせ ほか 6

2011.10

第20号

住宅用火災警報器の設置は義務です

～ 住宅火災から大切な命を守るために ～

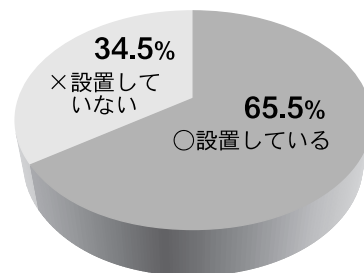


住宅火災による死者数を減少させるため、平成16年6月に消防法の一部が改正され、平成23年6月より全ての住宅(自動火災報知設備等が設置されている住宅を除く)について住宅用火災警報器の設置が義務となりました。

● 天草地域の設置率は65.5%

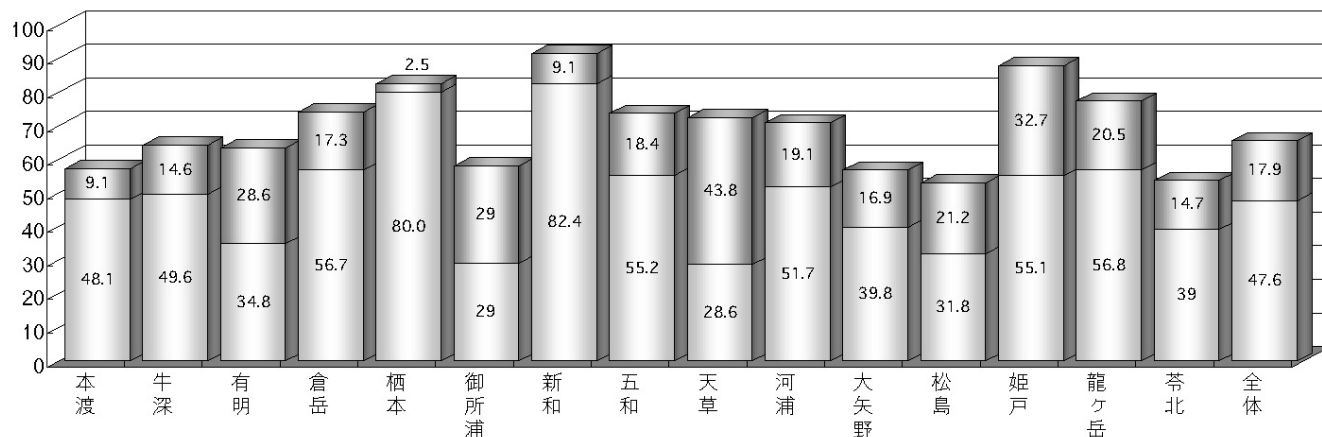
本年6月、一般住宅における設置実態を把握するため、消防職員200名が天草地域2,144世帯について、戸別訪問調査を行いました。その結果、全体の設置率は65.5%となっており、そのうち設置基準※どおりに設置されている住宅は、47.6%でした。(地区別の設置状況は以下のとおりです。)

住宅用火災警報器を設置しているか？



住宅用火災警報器の地区別の設置状況

■ 1個でも設置 □ 設置基準どおり



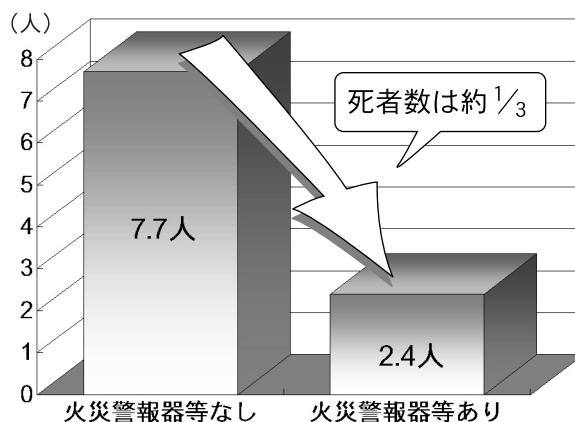
※設置基準では「寝室」のほか、2階に寝室がある場合は「階段」等にも設置する必要があります。詳しくは、消防本部予防課(TEL 0969-22-3305)又は最寄りの消防署へお尋ねください。

● 住宅用火災警報器の設置で死者数は約1/3に

住宅用火災警報器の設置が進むなか、被害状況にも大きな差が表れています。すでに設置している住宅では、設置していない場合に比べて、その死者数は約3分の1であり、警報器による早期発見が逃げ遅れの防止に大きな効果を生んでいることが分かります。

大切な命を守るため、住宅用火災警報器の早期設置をお願いします。

火災警報器の有無による死者数の比較
(住宅火災100件あたり)



出典: 社団法人日本火災報知機工業会「住宅用火災報知器読本」より

平成22年度ごみ処理施設の排ガス・水質分析検査結果を公表

天草広域連合では、天草市(牛深、御所浦、天草町、河浦を除く)、上天草市及び苓北町のごみ処理を行っています。市町で収集・運搬されたごみは、本渡地区清掃センター(天草市楠浦町)、松島地区清掃センター(上天草市松島町)で焼却され、その焼却灰は、無害化处理を行い、新白洲一般廃棄物最終処分場(天草市栖本町)で埋め立て処分しています。

施設では、環境に影響を与えるとされる物質の検査を定期的に行い、国が定めた基準内にあるか確認しながら運営することで周辺環境の保全に努めています。

平成22年度の分析検査結果については、次の表のとおりすべての項目が基準内にありました。今後も検査結果を住民の皆さんへ公表し、適正な施設の管理運営に努めます。

各センターの排ガス分析検査結果

測定月	検査項目	本渡地区清掃センター分析値				松島地区清掃センター分析値			単位
		1号炉	2号炉	3号炉	排出基準	1号炉	2号炉	排出基準	
H22.8 ・ H23.1	ばいじん	0.04	0.04	0.04	0.25以下	0.02	0.02	0.15以下	g/Nm ³
	塩化水素	4	8	11	700以下	45	21	700以下	mg/Nm ³
	窒素酸化物	96	94	88	250以下	78	47	250以下	ppm
	硫黄酸化物	0.04	0.03	0.04	185以下	0.31	0.30	203以下	Nm ³ /H
H22.8	ダイオキシン類	0.12	0.14	0.39	5以下	0.023	0.15	5以下	ng-TEQ/Nm ³

※排出基準は、施設規模で異なります。

新白洲一般廃棄物最終処分場の水質分析検査結果

1. 放流水の分析検査結果(H22.4～H23.3 毎月測定)

検査項目	年平均分析値	排出基準	単位
PH(水素イオン濃度指数)	7.0	5.0～9.0	-
BOD(生物化学的酸素要求量)	1.0	60以下	mg/ℓ
COD(化学的酸素要求量)	3.5	90以下	//
SS(浮遊物質質量)	2.6	60以下	//
大腸菌群数	0.5	3000個以下	個/cm ³

2. ダイオキシン類の測定結果(H22.8)

検査項目	分析値	基準	単位
地下水	0.043	環境基準 1以下	pg-TEQ/ℓ
原水	0.00020	-	//
放流水	0.00022	排出基準 10以下	//

用語の説明

ばいじん	ダストと呼ばれる小さなチリ。燃料等の焼却に伴い発生する、いわゆる「すす」。
塩化水素	プラスチック・塩化ビニル系の燃焼によって発生する刺激臭のある気体。自然には火山活動などで発生する。
窒素酸化物	NO _x 。工場等からのばい煙や、自動車排出ガスにも含まれる。
硫黄酸化物	石油や石炭など硫黄分が含まれる化石燃料を燃焼させるときに発生する。自然界においても火山ガスなどに含まれる。
ダイオキシン類	塩素を含む物質の不完全燃焼などで生成される毒性の強い物質。山火事や火山活動など自然現象によっても発生する。
PH	物質の酸性、アルカリ性の度合いを示す数値。PH = 7 の場合は中性、値が小さいほど酸性が強く、逆に値が大きいほどアルカリ性が強い。
BOD	水中の有機物などを酸化分解するために微生物が必要とする酸素の量を表したもので、値が大きいほど、その水質は悪いといえる。
COD	水中の被酸化性物質を酸化するために必要な酸素の量を表したものの。
SS	水中に浮遊する粒径 2 mm 以下の不溶解性物質の量。
大腸菌群数	大腸菌をはじめとする細菌の数。水の汚染レベルの指標として以前から使用されている。
ppm：100万分の1の単位。 ng：10億分の1グラムの単位。 pg：1兆分の1グラムの単位。	

■年度別検査結果及び平成23年度の月別検査結果は、連合ホームページ <http://amaren.amakusa.ne.jp/>に掲載していますのでご覧ください。

天草広域連合議会

天草広域連合議会が開催され、次の議案について審議が行われ、原案のとおり承認可決・同意されました。

平成23年 第2回 臨時会（5月27日）

- 専決処分事項の承認について（平成22年度天草広域連合一般会計補正予算（第5号））
- 熊本県市町村総合事務組合規約の一部変更について
- 平成23年度天草広域連合一般会計補正予算（第1号）
- 財産の取得について……高規格救急自動車等購入に伴うもの
- 副広域連合長の選任について……川端祐樹上天草市長

平成23年 第3回 定例会（8月26日）

- 天草広域連合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 平成23年度天草広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 監査委員の選任について……岩井千歳（識見監査委員）

情報公開条例と個人情報保護条例の運用状況について

平成22年度の運用状況は、次のとおりです。

条 例 名	情報公開条例			個人情報保護条例		
	行政文書の情報公開状況			個人情報の開示請求状況		
実 施 機 関 名	請求者数（人）	請求件数（件）	公開件数（件）	請求者数（人）	請求件数（件）	開示件数（件）
広 域 連 合 長	23	23	23	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
議 会	0	0	0	0	0	0
合 計	23	23	23	0	0	0
不服申し立て件数	0件			0件		

※「請求件数」とは、公開請求及び開示請求の対象となる書類別の件数です。

広域連合の職員数や給与などを公表します

「天草広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」により、連合職員の給与・人事管理などの概要を次のとおり公表します。

1 職員の任免及び職員数

①職員の任免の状況

区分	平成22年4月1日 現在の職員数	22年4月2日～23年3月31日		平成23年4月1日 現在の職員数
		退職	採用	
人数	230人(11人)	11人	0	230人(11人)

※（ ）内は、職員数のうちその年の4月1日に採用された職員の数です。
※関係市町からの派遣職員は含みません。

②部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区 分		一般行政職				計
		議会・総務	民 生	衛 生	消 防	
職員数	平成22年	5人	1人	14人	210人	230人
	平成23年	6人	1人	13人	210人	230人
	対前年増減数	1人	0人	△1人	0人	0人

2 職員の給与

①人件費の状況(普通会計決算見込額)

区 分	歳出額A	人件費B	人件費率B/A	(参考)前年度の人件費率
平成22年度	3,704,170千円	1,941,561千円	52.40%	53.07%

②職員給与費の状況(普通会計決算見込額)

区 分	職員数 A	給与				1人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成22年度	230人	875,785千円	216,523千円	316,691千円	1,408,999千円	6,126千円

③職員の平均年齢、平均給料月額(平成23年4月1日)

区 分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政職	一般職 20人	52.2歳	373,574円
	消防職 210人	41.3歳	302,734円
計	230人	42.2歳	309,184円

④職員の初任給の状況

(平成23年4月1日)

区 分	初任給
大学卒	172,200円
高校卒	140,100円

⑤特別職の報酬等の状況(平成23年4月1日)

区 分	広域連合長	副広域連合長	議 長	副議長	議 員	識見監査委員
年 額	95,000円	61,000円	61,000円	55,000円	51,000円	日額 7,000円

⑥職員手当の状況(平成23年4月1日)

区 分	内 容	区 分	内 容
扶 養 手 当	● 配偶者……………13,000円	時間外勤務手当	● 勤務時間外に勤務した場合に支給
	● その他の扶養親族……………1人6,500円 (16歳～22歳の子は1人5,000円を加算)	夜間勤務手当	● 午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に支給
住 居 手 当	● 借家の場合……………家賃の額に応じて27,000円を限度に支給	休日勤務手当	● 休日等において勤務する場合に支給
	● 持家の場合……………2,500円(5年間)	特殊勤務手当	● ごみ処理特殊作業に従事した職員に支給…日額200円
通 勤 手 当	● 交通機関を利用する場合…運賃額を支給(上限50,000円)		● 消防の火災・救助・救急業務等に出動従事した職員に1回330円～1,000円を支給
	● 自動車などを利用する場合…距離に応じて2,000円～44,900円を支給	期末・勤勉手当	
単身赴任手当	● 単身で赴任する職員に、距離に応じて23,000円～44,900円を支給		
管理職手当	● 事務などを管理・監督する職員に支給……同じ職務の職員の平均給料に8%～10%の率を乗じた定額を支給	退 職 手 当	
地 域 手 当	● 物価や生計費が特に高い地域に勤務する職員に支給		

3 職員の勤務時間その他勤務条件

①勤務時間・休憩時間・週休日の状況

1日の勤務時間	休憩時間	週休日
8:30～17:15 7時間45分	12:00～13:00	土曜日及び日曜日

※交代制勤務の職場などは、別に定めています

②休暇制度の概要

休暇の種類	要件、日数など
年次有給休暇	最大で年に20日付与
病 気 休 暇	必要と認められる期間
特 別 休 暇 (主なもの)	結 婚 休 暇 5日以内
	産 前 休 暇 6週間以内
	産 後 休 暇 8週間以内
	妻の出産休暇 2日以内
	育児時間休暇 1日2回・各30分
	子の看護休暇 5日以内
介 護 休 暇	親族の死亡休暇 1～7日
	夏 季 休 暇 3日
介 護 休 暇	最大6ヵ月(無給)

4 職員のサービスの状況

①サービスの根本基準

※地方公務員には、全体の奉仕者として守らなければならない義務が、次のとおり定められています。

①法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
②信用失墜行為の禁止
③秘密を守る義務
④職務に専念する義務
⑤政治的行為の制限
⑥争議行為等の禁止
⑦営利企業等の従事制限

5 職員の分限および懲戒処分(平成22年度中)

- ①分限処分 2件
②懲戒処分 1件

通報はできるだけ自宅等の一般電話で

携帯電話からの通報件数は、年々増加していますが、携帯電話の電波は島原、水俣、鹿児島など天草以外の消防本部につながる事があり災害現場の特定に時間がかかり、出動が遅れることがあります。それに比べて自宅等の一般電話から119番すると、電話を受ける時に発信場所が表示されるため、素早く出動することができます。

また、救急通報の場合、病状次第では通報していただいた方に処置をお願いすることがあります。場所だけでなく簡単なケガや病気の状況などもわかる範囲で教えてください。

自宅等から通報の場合



〇町からですね。
近隣の消防署より出動します。

携帯電話から通報の場合

交通事故です。
救急車をお願いします。



どこから(市町・場所)かけていますか？
何か目印になる物がありますか？

きちんと分別、リサイクル推進とごみ減量へ！

環境省調査(平成21年度)によると、家庭からでるごみの54%(容積比)が容器包装ごみとなっています。この容器包装ごみには資源として再利用できるものが多く含まれていて、きちんと分別することで、高品質のリサイクル製品をつくることが可能になります。また、ごみの減量化もできますので、適正な分別にご協力をお願いします。

分別するときの注意点

- ・ごみ出しカレンダーの分別方法を守ってください。
- ・付着している汚れは、さっと水洗いして取り除いてください。
- ・危険物や医療廃棄物は混入しないでください。



「不燃ごみ」の持ち込みができない日！

本渡地区清掃センターと松島地区清掃センターでは、毎月29日から末日までは施設のメンテナンスのため「不燃ごみ」の受付をしておりません。なお、可燃ごみと資源物は搬入できますが、不燃物が混在している場合は受付できませんので、ご理解をお願いします。



天草広域連合

〒863-0003
熊本県天草市本渡町本渡2547番地2
TEL (0969) 24-3188
FAX (0969) 24-2726
ホームページアドレス
<http://amaren.amakusa.ne.jp>

今年は東日本大震災復興支援の一つに「節電」があり、広域連合でもグリーンカーテンや冷房の運転管理、待機電力削減などに取り組みました。もちろん我が家の家電もチェック。これまでいかに無頓着に電気に頼っていたかを痛感しました。節電はあたり前の事なのに、災害によって気づかされるのは「肝に銘じ」時のフームでなくずっと続けたいものです。「夢は見るものではなく、叶えるもの」なのでJAPANの澤穂希選手の言葉に、多くの人が自分の夢を思い出したのではないのでしょうか？私も新任地でいろんな経験を積んで成長し、夢を叶えたいと思います。(一)

編集後記